

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
指定管理者選定委員会 委員各位

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について

委員が代表を務める団体又は委員が理事・監事・取締役・監査役等その団体の意思決定に参画する立場若しくは重要な経営方針等について知りうる立場にある職を務める団体が今回の指定管理者選定の対象となっていることが判明した場合には、選定の過程の透明性・公平性・公正性を確保するため、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会の委員を辞退していただきますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。